

第6号議案

蒲郡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

蒲郡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年3月2日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市民病院が標ぼうする診療科目について所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同項第4号中「呼吸器科」を「呼吸器内科」に改め、同項第5号中「消化器科」を「消化器内科」に改め、同項第6号中「循環器科」を「循環器内科」に改め、同項中第22号を第29号とし、第16号から第21号までを7号ずつ繰り下げ、第15号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21) 小児泌尿器科

第2条第2項中第14号を第20号とし、第13号を第19号とし、同号の前に次の3号を加える。

(16) 心臓血管外科

(17) 乳腺外科

(18) 小児外科

第2条第2項中第12号を削り、第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 消化器外科

第2条第2項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 血液内科

(8) 糖尿病内科

(9) 腎臓内科

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。